

和歌山県監査公表第 21 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和 2 年和歌山県監査公表第 10 号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 8 年 9 月 11 日

和歌山県監査委員 田 嶋 久 嗣
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 新 島 雄
和歌山県監査委員 岩 井 弘 次

1 監査の対象

3 の監査対象事業会計の地方自治法第 199 条第 1 項に規定する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに同条第 2 項に規定する事務の執行

2 監査の着眼点

(1) 定期監査

- ア 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- イ 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- ウ 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- エ 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

(2) 行政監査

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

3 監査の実施内容

監査対象事業会計	監査実施年月日
和歌山県立こころの医療センター事業会計	令和 8 年 7 月 28 日
和歌山県工業用水道事業会計	〃
和歌山県土地造成事業会計	〃
和歌山県流域下水道事業会計	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の事業会計の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 注意事項

和歌山県立こころの医療センター事業会計

- ア 財政融資資金の借入において、職員間の連携が密にできなかったことにより借入額が過充当となり、強制繰上償還に伴う利子及び加算金が発生した事例があったので、今後このようなことのないよう、工事及び借入の担当者間での適時適切な連絡調整を徹底されたい。
- イ 診療報酬において、データの提出遅延により収益減が発生した事例があったので、適正に処理されたい。